

平成 17 年度 第 1 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 4 月 21 日 (木) 16:30 ~ 18:00

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦各委員

(政府) 村上大臣、林田副大臣、江渡大臣政務官

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、檜木参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 今年度の会議の進め方について (会議体制、重点検討分野 等)

(2) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから本年度第 1 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日の会議には、村上大臣、林田副大臣、江渡政務官にお越しいただいております。

また、遅れられる方もございますが、委員の出席は 10 名でございます。

本日より新年度の審議を開始いたします。村上大臣、林田副大臣、江渡政務官におかれましては、引き続き我々の会議を強力にバックアップしていただくとともに、委員の皆様には、昨年度にも増して活発な御審議を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

そういうことで、新年度の初めでございますので、村上大臣から一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。

村上大臣 どなた様も、本当に御苦労様でございます。

当会議が 2 年目のスタートを切るに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

昨年度は、長年の懸案だった混合診療の問題や中医協の在り方の見直し、そして市場化テストのモデル事業の決定を始めとして、大きな成果を上げることができました。これもひとえに、委員の先生方の御尽力のたまものと厚く御礼申し上げます。

今年度は、これらの事項が確実に実施されるよう厳格に監視するとともに、新たな課題に果敢に取り組んでいきたいというふうに考えております。

その際、昨年度一緒にやらさせていただいたときに私が感じたことを 2、3 述べさせて

いただきたいと思ひます。

まず、第1点は、やはり規制改革の原点は、消費者・国民の具体的ニーズにいかに対応していくかにあるかと思ひます。そういう面で、国民のニーズの強さやメリットの大きさを念頭に置いて、プライオリティー、優先順位の上に重点事項の選定を行っていただければありがたいと思ひます。

2つ目の検討事項は、昨年ずっとやったと思ひましたが、3段階から4段階ぐらいにメリ張りが付けられるのではないかと思ひます。

例えば、最優先事項については総理の裁断を仰ぐ項目。2番目の項目としては大臣折衝を行う項目。そして、3番目は各ワーキンググループの先生方が責任を持って折衝する項目。また「経済財政諮問会議」の皆さん方のサポートを得ながらやっていくような項目と、そのように整理するなど、優先順位やメリ張りを付けて国民の負託に応えていきたいというふうを考えております。

3番目は、今年度の検討課題の候補については、新しい制度をつくり上げていくような分野や、技術面での日進月歩の分野などもいろいろやっていかなければいけないのではないかと考えています。

こうした重要かつ困難な分野の取組みを円滑に進めるためには、推進体制の強化が必要だと思っております。特に今年いよいよ皆様方のお陰で始めた市場化テストのモデル事業のデータを取りながら、やはり市場化テストの立法化です。

実は、先日、地域再生法、新法を皆さん方のお陰で通したんですが、やはりそれにかかる新法作成の労力、また国会を通す労力というのは想像以上でありました。私の憶測ですら、多分この市場化テスト法といいますか、市場化テストの法案は地域再生法以上にかなりの馬力をかけて、そして力を合わせていかないと、私はなかなか突破できないのではないかと思ひます。

そういう会議を支えるスタッフの充実を先日行ったところでありますが、会議の皆様方におかれましても、各分野において高度な識見をお持ちの専門委員の先生方を選定するなど、なお一層の体制強化を図っていただければとお願いする次第でございます。

最後に、会議の先生方の活発な御審議をお願いいたしまして、私のごあいさつに代えさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。

宮内議長 ありがとうございます。

ただいまお話にございましたように、昨年、会議として成果を上げることができましたのは、村上大臣を始め、林田副大臣、江渡政務官の御尽力のたまものであるというふうに思っております。本年度も引き続き御指導のほどをよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

ただいまの大臣のお話にもございましたように、今日1日には「市場化テスト推進室」が既に発足しております。本日、その市場化テスト推進室の責任者になられました河室長、櫻井参事官においでいただいておりますので、一言ずつごあいさつをちょうだいできれば

と思います。

河室長 4月1日付で内閣府に設置されました市場化テスト推進室の室長を命ぜられました河でございます。

村上大臣等の命を受けまして、また宮内議長を始め委員の皆さん方の御指導をいただきながら、今、大臣のお話にありましたけれども、非常に困難を伴う仕事でありますけれども、市場化テストの本格的導入に向けまして精一杯頑張りたいと思います。何とぞ御指導をよろしくお願いいたします。

幸い、後でまたごあいさつ申し上げますけれども、櫻井参事官始め、今12人のスタッフがおりますけれども、各省庁あるいは地方公務員あるいは民間の方々等、それぞれ有能な方々を集めていただきましたので、チーム一丸となって努力したいと思いますので、御指導方よろしくお願いいたします。

宮内議長 櫻井参事官、よろしくお願いいたします。

櫻井参事官 4月1日に市場化テスト推進室の参事官に着任をいたしました櫻井でございます。よろしくお願い申し上げます。

既にお話ございましたように、市場化テストは大変重要な課題であると認識しております。これを通じて行政サービスの効率化でございますとか、サービスの向上、更には民間のビジネスチャンスの拡大といったものが実現されますように大臣の命の下、また皆様方の御指導を得ながら着実にしっかりとこの責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

宮内議長 ありがとうございます。

市場化テストの本格的導入に向けた作業というのは、大変な重責でございますが、会議といたしましても大いに期待を寄せております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、議題に入ります前に、少し報告が遅れましたが、先月25日、村上大臣のお供をいたしまして、「経済財政諮問会議」に出席させていただきました。その模様につきまして簡単に御報告をさせていただきたいと思っております。詳しくは議事要旨がございますので、御参照いただければと思います。

諮問会議では、前回の本会議で御議論いただきました「運営方針」に沿って作成いたしましたお手元の資料、「平成17年度『重点検討分野』について」という、私の名前で出させていただきました資料に基づきまして説明をいたしました。

本年度の重点検討分野としては、まず横断的手法の内、市場化テストについては早期法制化や強力な第三者機関の設置が不可欠であること。

引き続きの検討課題として、官業の民営化等、規制の見直し基準の策定等を行うこと。

本年度の新しいテーマとして、「少子化」「生活・ビジネスインフラの競争促進」「外国人の移入・在留制度」といった各省横断的なテーマに重点的に取り組むこと。

医療、教育などの個別重点検討分野についても引き続き検討を行うことなどを説明いたしまして、これらを進める上では、なお一層の内閣のリーダーシップが必要である旨、申し上げてまいりました。

これに対しまして、諮問会議の民間議員からは、推進会議に対しまして、市場化テスト法を本年度中に作成し国会に提出すること。本年度の重点検討事項を早急に具体化すること。そして、法案の基本指針や重点検討事項については諮問会議の「基本方針 2005」に明示すべきであることが要請されました。

私からは、諮問会議の御支援をお願いしたい旨、申し上げてまいりました。

総理からは、モデル事業における「官の不戦敗」について御質問がありましたので、私から「官の不戦敗」について御説明するとともに、法制化こそが官に手を挙げさせる上で重要であることを強調してまいりました。

竹中大臣からも、市場化テスト法を本年度中に作成し国会に提出するように尽力してほしいとのとりまとめがございました。

ただいま申し上げましたように、詳細につきましてはお手元の諮問会議の議事要旨をごらんいただきたいと思いますが、今後の審議については、以上の諮問会議のやりとりも念頭に置きつつ進めたいと存じます。

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思えます。本日は、今年度の会議の進め方、特に今年度の具体的な重点検討事項について、各ワーキンググループの考えを伺った上で会議として議論をしたいと思えます。

各ワーキンググループから御説明いただく前に、資料「平成 17 年度 規制改革・民間開放推進会議の運営方針」「各WG担当主査・委員」の資料がお手元にあります。これをごらんいただきたいと思えます。

これらは、事前に委員の皆様方にお諮りさせていただいたものでございますが、会議として正式に決定する形にしたいので、御確認いただきたいということでございます。

特に「各WG担当主査・委員」につきましては、今年度のテーマは昨年度にも増して手ごわいものが多いということでございます。主査だけではなく、委員の皆様にも十分に力を発揮していただき、ワーキンググループ一体となって課題に取り組んでいただき、最終段階におきましては、委員の皆様方が御担当項目につきまして、相手省庁と個別具体的に最終的なとりまとめまでしていただくということがより必要になってくるかと思えます。

それでは、早速でございますが、各ワーキンググループの重点検討事項の候補として現時点でどのようなものかを各主査から御説明いただきたいと思えます。御説明は、資料「重点検討事項候補」及び「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間について」の2つに沿って、1ワーキンググループ当たり5分程度ということをお願いしたいと思います。主査が御欠席のワーキンググループにつきましては、事務局よりお願いをいたします。

なお、いつものことでございますが、これらの資料はまだ検討途上ということで、対外

的に公表する時期ではないだろうというふうに思いますので、お取扱いにつきましてはよろしく御配慮をいただきたいと思えます。

順序といたしまして、市場化テストワーキンググループ、官業民営化等ワーキンググループ、規制見直し基準ワーキンググループ、少子化ワーキンググループ、生活ビジネスインフラワーキンググループ、外国人移入・在留ワーキンググループ、医療ワーキンググループ、教育ワーキンググループ、農業・土地住宅ワーキンググループ、規制改革・民間開放提案受付・推進ワーキンググループという順序でさせていただければと思えます。

そういうことで、市場化テストワーキンググループ、八代主査からお願い申し上げます。

八代総括主査 お手元の資料でございますが、ちょっと平仄が合っていないくて市場化テストのところは項目しかございませんので、資料1とあります宮内議長が諮問会議に出された資料を使わせていただきたいと思えます。その4ページと5ページを見ていただきたいと思えます。

4ページには、「市場化テストのモデル事業について」というのがあるわけですが、すけれども、今度の市場化テスト法をつくるに当たって一番大きなポイントは、このモデル事業というのは市場化テストをやるかどうかを考えるためのモデル事業ではないということにあります。市場化テストをやるのは当然のことであって、やるときにどういう問題があるかというのをあらかじめ先行的にやることで調べるという趣旨であるわけでありまして、現に、今モデル事業を始めているわけですが、予想外にさまざまな問題点が出てきておりまして、これは非常に有意義であろうかと思えます。

あくまでも、ここに書いてありますように、本来の市場化テスト法案作成のための試行的導入であり、それが終わるまで、法案をつくるということに関わりないということでは断じてないということでありまして。

今、宮内議長の御説明にありましたように、現在のモデル事業というのは法律に基づかないためにさまざまな限界があるわけで、きちっとした法律に基づいて競争入札をやる必要があるということでございます。

次のページ、5ページ目を見ていただきたいと思えますが、これはかつて2002年に行いました構造改革特区法と平行のものと考えれば非常にわかりやすいわけです。構造改革特区についても2002年7月に部屋ができて、その年のうちに法案ができて国会を通ったわけでありまして、この市場化テスト法も4月に推進室ができて、先ほどのお話のように、今年度中の法案策定、国会通過ということを目指しているわけですが、そのときに「第三者機関」の設置ということが非常に重要になってくる。

現在は、こちらの規制改革会議が仮に兼ねているわけでありましてすけれども、最終的には特区本部と同じような形、それよりもかなり強力な形の「第三者機関」が必要です。これは言わば、現在、産業再生機構というのがあるわけですがすけれども、それに相当する「行政再生機構」です。官業というものは、事実上倒産しているようなものがいっぱいあるわけでありまして、それを改めて再生させる機構という形に仕上げていく、かなり重要な役

割を持った機関であるわけで、そういうものをどのような形で作っていくかということ。それには、当然ながら今やっているモデル事業のきちとした実施とか早期評価というのが必要になるわけですが、言わば法案の作成というのはモデル事業の推進評価と同時並行的に進めていくということが大事だということでございます。

以上であります。

宮内議長 御議論は、すべての御説明をちょうだいした後でさせていただくということにしたいと思いますので、御説明の方を先ほど申し上げました順番でお願いしたいと思います。

官業民営化等ワーキンググループ、鈴木主査お願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、第2番目の官業の民営化等について御説明させていただきます。

昨年度も、各委員あるいは専門委員の方の大変な御協力をいただいて、大変労力のある仕事をやったわけですが、本年も引き続いてこの問題に取り組んでいきたい。調査対象に上がったのは、約八百の事務事業だったわけですが、そのうち80項目を選び、最終的には36の事業に絞り込んで民間開放を提言したわけですが、この仕事を今年度も引き続き続けてまいりたいと思っております。

これは国の事務事業の問題ですが、独立行政法人に関しては、平成17年度中に中期目標が達成する56法人のうち32法人が平成16年に見直しの結論を得ておりますけれども、残り24法人が見直しの対象として結論が得られておられませんので、これを取り組みたいと考えております。

更に加えて、いわゆる行政代行法人につきましても、今後の行政改革の方針、これは12月24日に閣議決定されましたが、その中で官民の役割分担の観点から18年末までに所要の措置を行う予定になっておりますが、国の事務事業という直轄のもの、独立行政法人、行政代行法人、この3つのものを対象として、その民間開放ということをやりたいと思います。

勿論、その目的というのは、第1番目は、我々の提言によって自発的に各省庁がそれを民間開放していくのがもとより最も好ましいことであり、それを目標といたしますけれども、更にここで民間開放しますと約束をしていただいたものに対しては、市場化テストと連動して、それに対して希望者が出てきた場合には自動的に市場化テストの対象となるという2つの機能を持っておりますので、この関係を視野に入れて進めていきたいと考えております。

市場化、官業の民間開放のさらなる推進に関しては以上です。

続いてやってよろしいでしょうか。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 続きまして、規制の見直し基準の策定という問題です。これは今年度、新たに取り上げる問題です。

視点は3つほどありまして、1つは通知・通達などの法令以外に根拠を置く規制や制定後一定の期間を経過した規制について、これをどう考えるのかという問題です。行政手続法というのは、御案内のようにかなり以前に、成立したわけですけれども、なかなか国民になじまない。したがって、それが活用されていないということは事実でして、この問題はどこにその原因が潜んでいるのかということを考えますと、行政指導の定義が、必ずしも明らかではないということに一つの大きな原因があるのではないかと思います。通達といったら何もかもということになるのかといったら、それは必ずしもそうではないというような考えもあり、この辺がきちっと整理されていないことが一つの大きな原因となっているのではないかと思います。

したがって、省庁によっては法律には非常に簡単に、何が書いてあるのかよくわからない、混合診療などはそのいい例ですけれども、そういうふうに規定にしておいて、現実の問題は政省令でと言うけれども、それもよくわからない。そして、実際の実務は通達というものでやられているという実態はほとんど変わっていないわけです。その通達というのが普通は行政指導とみなされて、したがって、行政手続法によってそれ自体に対して従うも従わないも相手方の意向次第であって、強制力はないということは言うけれども、肝心の行政指導とは何だということがはっきりしないわけです。

こういう問題がありますから、今年度はそういう各通達のたぐい、指導のたぐい、あるいは勧告のたぐい、あるいはガイドラインのたぐい、そういうようなものを取り上げて、個々にそれが行政手続法による行政指導として拘束力を認められないものなのか、あるいはある一定のルールとしてある拘束力を持つのか、そこら辺を考えることによって、一方ではそういうようなものの中で拘束力を持たせたいのならば政省令以上の段階に上げてもらうという作業をするとともに、もう一方ではそういう強制力のないことをはっきりさせて、そして行政手続法の目的どおりに運営されるようにしていきたいと考えております。

もう一つは、規制というものができると、我々の会議でなくすまではなかなかなくなるという問題がありまして、それが積み重なってくるということは事実であります。したがってあらゆる規制に対しては一定の見直し期間あるいは終期を設定するということが論じられておるわけですけれども、この問題にも取り組んでみたいと考えております。

もう一点は、規制の影響分析という問題でして、これについては、今、総務省の行政評価局、その他関係府省でいろいろ検討はしているわけですけれども、この定量化した規制の影響分析というものができるといえるような具体的な提言をしたいと考えております。

官業の民営化及び規制の見直し基準の策定については、以上です。

宮内議長 もう一人の主査でございます原さん、何か追加がございましたら。

原委員 この段階で指名があるとはちょっと思っていなかったのです。

宮内議長 それでは、お考えになっていただいても結構です。

原委員 今回、鈴木さんと御一緒に官業民営化のワーキングと規制見直しのワーキング

のお手伝いをさせていただきます。

両方とも、大変しんどい作業だなというのを感じておりました、ですが、規制改革、それから民間開放という視点からすると大変大きな柱だと考えておりますので、皆様の協力を仰ぎながらやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

宮内議長 それでは、少子化ワーキンググループ、白石主査お願いいたします。

白石委員 少子化ワーキングの説明をさせていただきたいと思えます。

今、原委員が動揺していらっしゃったのは、それ以前に私が少子化ワーキングに生活者の視点ということを入れるために原委員に是非入っていただけないかというお願いをしておりました、既に原委員の御負担は4でございますが、時間があれば是非参加していただけるということでもう御了解いただきましたので、負担が5になったということでございます。

少子化に関しましては、皆さん御案内のとおり、保育所整備といった子育て拠点をつくっていくことや、更に男女ともに仕事と家庭をうまくバランスするワークライフバランスをしていくということ。そして、一旦子育てで労働市場を離れた女性が再度自分の望むような仕事に復帰できるといった再就職支援、さまざまな観点から取り組んでいくことが大事だというふうに思います。

ここに書いているように、育児の社会化や多様な働き方の実現ということが欠かせないわけございまして、さまざまな角度から解決をしなければいけない問題は山積しております。少子化ワーキンググループでは、保育や雇用や労働、教育、こうした複数の分野にまたがる課題を広く取り扱ひまして、横断的な視点で検討を行ってまいります。これまで、ともすれば保育は保育、労働は労働といった個別的な対応が多かったわけございまして、ともに考えていくことによって、先ほど村上大臣もおっしゃいました国民のニーズに合致するような提案ができるのではないかとこのように思います。

具体的には、そこでお示ししたような5個の項目でございますけれども、1つ目は「保育サービスの提供体制の在り方の見直し」でございます。

現在、公設民営の保育園化、民設民営化によって補助金の額も違ひまして、イコールドアップではございません。また、そこに預ける側も、どこの保育園に、どこの保育所に預けるかによって費用負担が異なります。

どういう主体であってもきちんと競争環境を整えていき、参入をしやすい条件をつくることによって多様なサービスが参入をしてきて、現在ありますような待機児の問題などの解決につながっていくというふうに思いますし、どういう保育園に預けていても、応能負担といひますか、応益負担といひますか、きちんとした負担をすることによって広く保育サービスが行き渡るとこのように考えております。

2点目は、「労働者派遣関連法制の見直し」でございます。

現在、御案内のように、長期雇用、正規雇用ではない非正規の雇用者が増加しておりますけれども、子育てと就業を両立する観点からは、非正規雇用であってもきちんと働ける

環境をつくっていかなくてはならないというふうに思います。

こうした観点から、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接を解禁したり、雇用契約の申込義務及び複合業務の規制緩和等を取り扱いまして、労働者派遣関連法制の見直しにも着手してまいりたいと思います。

3点目には「有料職業紹介における手数料規制の緩和（職業範囲の拡大・年収要件の引下げ）」でございます。

現在、有料職業紹介の中では職業範囲や年収要件に関しまして限定的でございます。こうした職業・年収によって制限されている有料職業紹介における見直しを行ってまいりたいと思います。

4点目は、労働基準関連法制の見直しでございます。

子育てと継続就業を行っていくということでは、労働に対する価値観が多様化している中で価値観に応じた働き方が実現できなければいけません。裁量労働制などもその一つだと思いますが、ここでは労使自治による裁量労働制の対象範囲の決定を可能にするとともに、適切な解雇ルールの内り方も含む雇用契約の見直しなども進めてまいりたいと思います。

最後は「育児休業制度の内り方の見直し」でございますけれども、現在正規の社員には育児休業が適用されておりますが、パートに適用されるかどうかというのはどういう契約をしているかということに関わっております。少子化ワーキングでは、非正規社員への育児休業制度の弾力的適用についても検討を行ってまいりたいと思います。

更に、教育分野に関しては、草刈主査がお務めでございます教育ワーキングとも連携を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

次は、生活ビジネスインフラワーキンググループ。これは鈴木主査と神田主査でございますが、鈴木主査からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、独占禁止法違反及び金融サービスについては神田主査をお願いするとして、私の方は通信・放送の融合に対応した競争環境の整備、保安関連の規制の整理・合理化、それから廃棄物の適正かつ円滑な処理及び再資源化の促進と。一応現段階においては、このテーマを掲げております。

現在、勉強中でして、あくまで仮に立てたものだとして御理解いただけたら幸いです。

一番のポイントになりますのは、やはりIT分野における競争環境の整備だという認識であるわけですし、御案内のように、IT分野は大変様変わりをしておりまして、かつては通信と放送というものは截然として分かれたものであったのですがけれども、現段階においては、通信と放送はインフラ面においても、コンテンツ面においてもどこを境として区切ったらよいのかということが不明確になるほど接近してきているというのが実態です。

それに対して、通信は電気通信事業法、放送は放送法というものによって、かなり違った法体系、法規制がかけられておるわけですし、ここら辺のことから、この2つのメディアがこれからますます発展していくためには、最も望ましい形というのは何であろうかという視点で問題を取り上げていきたいと思っております。これに関連いたしまして、インフラ面では先に申しましたが、通信回線のADSLだとか、あるいは光ファイバーというブロードバンド化によって、さまざまな通信及び放送を提供する人が増えておるわけですが、注目しなければいけない点は、その通信網のネットワーク自体はだれが持っているのかということになりますと、これは依然としてNTTの事実上独占体制の中で維持されているわけです。ここら辺の問題も視野に入れた融合という問題を考えていかなければならないと思っております。

コンテンツ面につきましては、先ほども申しましたように、両者の間ではほとんど区別が付かないものになっていることは事実ですが、それではこれを一体化する、融合化するといったときに、では放送に対して課せられておった、例えば放送内容の公序良俗性というような問題について、通信のジャンルではどういうふうにもこの問題を考えるのかと。

このようなことを考える必要があると同時に、NHKの在り方というのが、コンテンツにおける融合に当たっては避けて通れない問題であると考えております。

NHKに関しましては、数年前に衛星放送がデジタル化されたときには、従来の受信料方式という見ようが見まいが必ず受信器を持った者はNHKにお金を払わなければならないというシステムを改めて、契約受信料方式に乗り替わるということを提言し、閣議決定されております。このことは既定の問題です。問題は、地上波放送に対してはどのように考えていくのかということだと考えおります。

いずれにしても、通信と放送の融合という言葉は言われておりますが、その中身をどのように切り分けていくのかというのがポイントでして、まず、その点を早急にかためた上で、現在最も変化が激しい分野ですので、2つの方法が相まって、国民の利便にかなうようなもの。そういうものにし、かつその中で適切な競争関係が活発に機能する。そういう世界をどうつくっていくのかというのが視点になると思っております。

次に環境関係ですが、コンビナート4法というのがありまして、これは臨調のときにも取り組んだ問題ですけれども、今日に至るまで4つの法律と、3つの省が関与し、いくつかの点で重複した検査を行っているという実態はほとんど変わっておりません。これを何とかしてほしいという要望は常にあるのですが、この問題について考えてみたいと思っております。

もう一つの問題としては、何度も繰り返されて議論された問題ですけれども、廃棄物の適正かつ円滑な処理、再資源化の促進。この問題についても、これは最終的に取り上げるかどうかは、今後のワーキンググループ内の議論によることで、現在では仮題だとお受け取りいただきたいと思っておりますが、その見直しについても議論の対象としたいと考えております。

以上のほかに、フォローアップ案件あるいは新規案件になるかもしれませんが、電力・ガスの完全自由化という問題。昨年度もいろいろな紆余曲折がありましたけれども、この問題と、あるいは昨年度曲折どころが大変な問題となりました車検制度の在り方という問題についても、これは是非村上大臣のお力を借りてやってみるかどうか。それを一つのテーマとして視野の中には入れているということを申し上げたいと思います。

以上です。

宮内議長 神田主査の分を長瀬企画官からお願いします。

長瀬企画官 神田先生の分につきまして、補足説明をさせていただきます。

一番上の「独占禁止法違反行為への厳正、迅速な対応」ということで、現在、公正取引委員会におきまして、1年間30件から40件ぐらいの独占禁止法違反の法的措置が取られているんですが、このほとんどが入札の談合事件でありまして、その他の種類の独占禁止法違反行為に対しては、対処が不十分ではないかという問題意識でございます。

そのため、独占禁止法に違反するかどうかというものの判断基準を明確化するですとか、あるいは審査機能の体制の強化が必要ではないかという視点で検討してみたいというのが1点目でございます。

2点目の金融サービス法制でございますけれども、これは従前から長い間検討してきている事項でございますけれども、金融商品やサービスが多様化する中で、資本市場全般を統一かつ整合的にカバーする投資法制が現存しない。新たな食品が出ますと、それにパッチワーク的に消費者保護法制を手当してきているという現状でございますので、銀行、保険以外の分野を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築すべきではないかという視点で検討してみたいということでございます。

以上でございます。

宮内議長 それでは、外国人移入・在留ワーキンググループの安居主査が御不在ですので、引き続き長瀬企画官からお願いします。

長瀬企画官 引き続きまして、外国人労働（移入・在留）ワーキンググループでございます。

まず「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」でございます。これは非常に大きな事項でございますけれども、御案内のように、現在の入国管理制度は入国するときはチェックは比較的厳しいんですけれども、入ってしまうとほとんどチェックもなされていないという状況でございます。不法就労とか不法在留を防止するという観点等々から入国後管理をする体制というのを抜本的につくっていく必要があるのではないかという視点です。

これと併せまして、高度な人材につきましては、在留期間、現在3年となっておりますけれども、その上限をもう少し引き上げが可能ではないかという視点も含めて検討してまいりたいということでございます。

2番目「海外企業と我が国企業との契約に基づき」云々でございますが、これも昨年来

検討してきている事項でございますけれども、我が国企業が、海外の企業と共同研究やマーケティングあるいはコンサルティングのアウトソーシングを海外の企業とやろうとする場合に、外国人を日本に呼んで働いていただく場合の在留資格がなかなかないというので、企業の方からいろんな問題が指摘されております。

従いまして、こういった専門的・技術的分野の外国人が長期に在留できるような制度について検討し、結論を得るといふことにさせていただきたいと思っております。

3番目「永住許可要件のガイドライン化」でございます。これは一次答申でも指摘させていただいた事項でございますけれども、永住許可要件については、かねてから法務省の方の基準が不透明であるとか、あるいは裁量の範囲が非常に大きいという指摘がございます。

したがって、ガイドライン化を図るべきではないかという事項については、既に答申を得ておりまして、16年度中にガイドラインは一定のものができておりますが、このガイドラインの中身が本当に透明性が確保され、裁量の範囲が非常に狭いものであるかということ再度検討していきたいということでございます。

なお、ここに掲げた項目は、比較的新たな切り口からの重要事項という視点で取られておりますけれども、従来からこれ以外にも、例えば今回の愛知万博におけます台湾人のビザの免除の問題等々ございまして、ビザの問題等々につきましても、個別事項としまして引き続き適宜取り上げてフォローしていくということにしております。

以上でございます。

宮内議長 それでは、次に医療ワーキンググループを引き続き鈴木主査にお願いいたします。

鈴木議長代理 医療ワーキングといたしましては、昨年度は非常に大きな問題として混合診療、それから中医協の在り方、あるいは医療提供体制、つまり地域医療計画、それから医療機関の経営の在り方等について取り上げて、私は大きな成果を得たと思っております。そのほか医療改革の問題として、まず最初に取りかからなければならない入口の議論として、レセプトのオンライン化、レセプトは、カルテにオリエントすべきというシステムの構築、そのカルテ情報を共有できるようなシステム作り、そして、共有されたカルテ情報から標準的な医療方法をつくり上げる、その標準的な医療方法に対して点数を付ける、その点数によって包括的支払いをするという一連の流れを作るのを大きな目標として、昨年度はそれに力を入れたわけですが、幸いかなりの具体性を帯びて、そのステップが進んでいくということになっていると思っております。

本年度は、今の中医協、混合診療、医療の提供体制の在り方、それからIT化から始まって診断群別包括払いに至るまでの過程というものの実現をしっかりと注目するとともに、昨年度も取り上げてまいりましたが、1つは患者の選択を尊重した医療情報の開示促進ということ。これについて、もう少し具体的な問題として考えて行きたいと思っております。

昨年度も、広告の自由化は当然ですけれども、広告の自由だけではなく、医療機関はそ

ういう内容を開示する責務・義務を負うのだということを示したわけですが、それでは開示しなければならない内容は何かという典が起こります。そこまで議論は進んでおりませんので、その辺を含めてこの問題を取り上げたいというのが第1点です。

第2点は、保険者機能の強化。これは2001年のときに保険者機能を強化するという一つの大きな柱をつくって、保険者と医療機関とが切磋琢磨して、そこに競争関係ができるというのを一つの目玉としたわけですが、その後保険者が動かないという現象が続いており、例えば保険者は直接審査・支払ができるのですが、いまだに1件もないという状況になっているわけです。

なぜそうなっているのかという問題ですが、1つには医療機関と保険者との間の合意がないと、直接審査はできないことになっているのが、一番大きな阻害要因であるわけです。

しかし、これはある意味では仕方がない点がある。ということは、全国津々浦々にある医療機関と保険者との間で、ある保険者が自分は直接契約をやりたいといったら、必ずやれるようにするには、現在の紙をベースのレセプトのシステムの中では事実上不可能です。

ですから、これはIT化、レセプトのオンライン化と密接に関連してきて、レセプトのオンライン化ができれば、ある保険者が、自分は自分で審査しますということプロバイダー的な人に対して届けておけば、自動的にその保険者宛のレセプトはその保険者に行くということになるわけです。けれどもオンライン化完成までは待つてはられないといっているので、オンライン化以前においても、保険者との合意が必要条件なのかという点に焦点を当てていきたいと思っております。

同時に、薬につきましても、昨年の答申では、薬局の直接請求の問題を取り上げましたが、当面の間処方箋を発行した当該医療機関の合意を必要とするということにいたしました。

これは、とにかくそれでもよいからスタートしたいという人がいるからという認識から、とにかく一歩進めようというのでやったわけですが、厚生労働省とそのとき話したのは、来年度、つまり今年度はこの合意というものを見直すと。しかし、合意を見直した場合には、苦情が起こったときにどうするという問題がある。

従来ですと、苦情が起こった場合には、支払基金に対して苦情を申立ててそこで解決するというやり方をしておったわけですが、直接審査・支払の関係になると、医療機関と保険者との直接の問題になる場合もありうる。その苦情はどう裁くのかという問題になりますので、苦情処理のシステムをつくらないと機能しないという点もありえますから、こちら辺の問題も取り上げていこうと考えております。いずれにしても、今年は厚生労働省とも話しておりますが、眠れる保険者に少し目を覚ましてもらおうということを大きなテーマとして取り上げていきたいと思っております。

それから、医療材料医薬品の内外価格差との問題につきましても、先般混合診療のときにも東京大学の永井先生から指摘がございましたが、これも数年前から、例えばカテゴリーはアメリカの価格の10倍で日本は買わされているということがあり、外国価格参照制度

の導入を提言していますが、どうもそこら辺の内外価格差がいまだにかなり激しいものがあって埋められていないということのようですから、この問題をやっていきたい。このように考えております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。教育ワーキンググループの草刈主査からお願いします。

草刈総括主査 我々としては、教育というのは、今年大変重要な年になるのではないかと認識をしております。

というのは、中教審で既に御存じのとおり、義務教育についての議論が始まっていて、5月の末に中間報告、秋に本当の報告というようなスケジュールになっている。

それから、いわゆる教育基本法の改正議論というのが、どうやら具体化してくるのも今年ではないかと。更に憲法の議論も教育とは大いに関係があるということでございます。

いわゆる、義務教育の問題というのは、御存知のとおり国の将来を左右する喫緊の問題であるということで、教育分野の規制改革という視点からもタイムリーな取組みが今年は必要になってくると。

一方で、大きく劣化してしまった学力の回復ということ。それと同時に、いわゆる右肩上がりの経済の中で育まれてきた、いわゆる画一的な人間を教育するということではなくて、大変グローバルな競争世界において、多様な個性を持った人材を輩出しなければいけないという、そういう課題に一方でチャレンジしていくという大変難しい課題を背負っているというふうに考えられるわけです。

したがって、今年は基本的には義務教育の改革に焦点を絞っていくと。勿論、言うまでもなく、教育というのはつながっているわけですから、それに関連して高校、大学、あるいは大学院というところの教育についても必要があれば、勿論関与していくわけですが、基本的には義務教育の改革というところに焦点を絞っていくと。

それで、3つほど大事なポイントがあるのではないかと。

1つは、教育主体の多様化、これはもっと言えば、いわゆる去年もやりましたけれども、要するに学校の主体制限の撤廃というのが1つあります。

それから、例えばNPOとか、株式会社、公設民営と、こういう多様な学校の主体制限を撤廃していく。

それから、2番目として、これは非常に重要な問題だと思いますが、教員の指導力の改革、つまり教員の免許制度とか、採用制度が今のままでいいのだろうか。あるいは、民間からの多様な人材を登用するに当たっての規制を変えていくとか、そういうようなことが2番目のポイントとしてあるのではないかと。

3番目に、教育現場の活性化、あるいは活力を引き出すという意味で、これについては地方自治体、教育委員会、学校、この辺の現場に権限を移譲していくという、これは金の問題とも絡むわけですが、そういったポイントに対して主として取り組んでいこうという

ことで、もっと焦点を絞っていくつもりですが、とりあえずその辺が重要テーマではないかというふうに思っています。

なお「経済財政諮問会議」の昨年のエンドに人間力の強化ということで、やはり教育問題についての取組みが立ち後れているという認識で、教育問題を去年の最後の諮問会議に取り上げておりました、問題意識としてはほぼ同じであると。

したがって、6月の骨太のところでもこれを取り上げるというのが順番としてあるんじゃないかと思っております。したがって「経済財政諮問会議」とも緊密に連携を取りながら推進していこうというふうに思っています。

なお、村上大臣のかねての持論は、とにかく日本の国をよくするのは財政と教育であるということでありまして、全く同感でありまして、教育というのは非常に大事だということでございますので、是非強力なサポートをいただいで進めていけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。農業・土地住宅ワーキンググループ、これは黒川主査からお願いいたします。

黒川委員 農業と住宅分野は私と南場委員と2人で対応することになっていまして、まだ個別のテーマについて役割分担をきちんとつくっておりません。

農業分野では重点事項は2つのことを考えていまして、土地住宅分野では昨年から続いている用途地域の問題について考えようと思っております。

農業分野は、もう少し去年までは農地の株式会社所有のような問題点を扱ってきていたけれども、今年度はもう少し幅広い、競争力のある農業ということを考えましょうということで、競争力のある担い手ということで、担い手農家の育成ということを制度としてやっておられるんですが、なかなかそれが進まないということで、結果として耕作放棄地や、そういう深刻な問題が生まれています。

そこで、新たな担い手をつくり出すための制度を考えています。今の制度がなぜうまくいかないのか、それから今の制度というのは、どちらかというと小作料を払って担い手農家という方に農地を集約して大規模に農業をやっていただくということが中心になっているんですが、その小作料の金額がなかなか折り合いが合わなかったり、それから集約されるといっても農地の質がばらばらで、どこに耕しに行ったらいいかわからないほど、つまり大規模な農村地域の中で、限られた何人かの方に集中はしているんですけれども、それがうまく働いているわけではないので、今のままの制度で本当にいいかどうかということを含めながら、新たに農業をやりたいという人たちをうまく農業に参入できるような仕組みも考えたいというのが1つ目のテーマでございます。

もう一つの問題は、農業関連の流通の問題でして、商品性のある作物というのは、どんどん農協を超えて市場に出ていってしまっていていまして、結果的に余り商品性のないものは農協が一手に引き受けて、これを売ろうとするということで、効率の悪い農業流通になっ

ていて、結果的に農協全体の経営状態を悪くしているということになっていて、全国では、今、農協が集中合併の状態になっていますけれども、これで先が見通せる状態にはなっていないので、農業の活性化のために農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争をうまく作り出すような、そういうシステムを考えていくために、この分野について農協のあるべき姿を中心に検討したいと考えています。

土地住宅分野につきましては、昭和 30 年代の中ごろから、国土利用計画という土地利用計画をベースにして、山林分野とか、農業分野とか、都市計画分野とかというのは、それぞれ農業地域、都市計画区域という形で法体系の中で運営されてきて、開発地域を少しずつ都市の分野を広げるという形で開発してきているんですけれども、現在、人口がそろそろピークアウトしてしまうということで、これまでの考え方、国土利用計画の考え方が、もう多分桎梏となってしまって、新しい国土の在り方というのを見直さなければいけないということで、本格的に国土法とか、国土利用計画法とか、土地利用計画の全体像を見直していただきながら、個別の問題として、特に都市地域の中の建築基準法の中の用途規制という問題について、もう少し地方分権の考え方も頭に置きながら、規制の在り方というのを本格的に地域に合った、実情に合ったものにしていくということで、昨年から議論を続けてきていますけれども、この分野を幅広く議論していきたいと思っています。

ということで、農業、土地、住宅分野をこの 3 つの点を重点的にやろうと考えていますけれども、ほかにもこれまで細かく一つひとつ関わってきている問題がありまして、項目も結構たくさんありますので、南場委員と上手に 2 つ分けていって、主査はこの分野については南場委員が、その代わり後ろから副主査という形でもう一方が手伝うような形でうまく役割分担をしたいと思っておりますが、まだ今のところそれはできておりません。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、最後に規制改革・民間開放提案受付推進ワーキンググループの志太主査をお願いします。

志太委員 民間要望の受け付けの取組みについて御報告申し上げます。

お手元の資料は、3月7日に開催しました本会議で基本的には御了承いただいたものでございますが、昨日までに事務局と構造改革特区の調整が整ったものでございます。

これを元にしまして募集要項を作成し、5月中旬までに公表して、例年どおり6月のあじさい月間に民間要望を受け付けたいと考えております。

詳細については、後ほど事務局より説明させていただきますが、本年度のポイントをいくつか申し上げたいと思います。

まず、第一に、これまで実現ができなかった民間要望の中から、これは非常に重要だという案件を抜き出して、我々推進会議として、民間要望の実現に向け努力するという事です。

次に、すでに規制改革が実現したと思っていた案件でも、それが現場まで徹底されていないケースがございます。これらについては、各担当ワーキンググループの主査の方々の

御協力いただきながら、改革の趣旨を現場まで徹底するようフォローアップしていただきたいと思いますと考えております。なお、今後の具体的な進め方につきましては、また御相談させていただきます。

詳細については、原企画官より説明をお願いしますが、その前に1つ報告させていただきたいことがございます。

6月のあじさい月間に先駆けまして、全国各地のニュービジネス協議会が中心となって、いろんな形で勉強会とか、PR活動をしようとしているわけですが、つい先日の4月18日に、都内のホテルで特区・規制改革・民間開放推進のための経営セミナーを行いました。300名の出席予定が500名の民間事業者が集まり、たいへん盛況でした。村上大臣にもお忙しい中、わざわざお出でいただき、ご挨拶をいただきました。それから、特区室、規制改革事務室の幹部の方々からご講演をいただきました。たいへん国民の期待が大きいんだということを改めて実感いたしました。さまざまな機会をとらえて、あじさい月間を大いにPRをし、一件でも多くの民間要望を集めたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、原さんお願いいたします。

原企画官 それでは、お手元の「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間について」と題する資料の方をごらんいただきたいと思います。時間も押しておりますので、簡単に御紹介申し上げます。

まず、1番の要望受付の時期でございますが、現行は年2回やっておりますが、今年度も年2回と考えておまして、1回目は6月の1か月間を当てたいと思っております。2回目につきましては追って決めていきたいと思っております。

2番の要望受付の方法でございますが、2つ目の でございます。従来は要望の区分としまして、規制改革か特区かという大きな分け方をしておったわけですが、今回はここにございますように、4つぐらいの区分を設けてはどうかと考えております。

1つは、規制改革で特区ではなくて全国規模で実現をしてほしいという要望。

2番目は、従来、民間開放ということで要望を取ってありましたが、新たに市場化テストということを示したことで、要望を募るということでございます。

3番目が、特区で実現をしてほしいという規制改革要望。

4番目は、これは従来なかった区分でございますが、従来は要望者が、これは全国で出したらいいのか、特区で要望したらいいのか迷っていたという部分もありますので、いずれでも可能ですということで、新たな区分を設けまして、こちらの方は特区室の方に出していただくということで、要望者の利便を図っていかないと考えているところでございます。

それから、私どもの全国規模の規制改革あるいは民間開放要望につきましては、事前相談を受け付けるような仕組みを確立いたしまして、できるだけたくさんの要望、また実の上がりそうな要望を出していただくように努力をしたいと思っております。

次に3番の要望処理のプロセスでございますけれども、上がってきた要望の数値につきましては、速やかに統合いたしまして、この会議にも御報告を申し上げたいと思っておりますのでございます。

また、先ほど4区分ということで御紹介申し上げましたが、特区ではなくて全国規模という規制改革の要望と、それから「市場化テスト」を含む民間開放要望、これにつきましては、私どもの部屋と「市場化テスト推進室」で、会議の協力を得ながら調整を進めていきたいと思っております。

また、特区室の方で対応していただくものにつきましても、情報をいただくということで、情報共有を進めていきたいと思っております。

4番目、5番目は、先ほど志太主査の方から御紹介がございました、主に会議のワーキンググループの方でいろいろ御協力をいただいて、実現を図っていきたいという事項でございます。4番目のところは、重要だけれども、なかなか短期間で実現が難しいというものにつきまして、会議として一応スクリーニングにかけていただきまして、担当のワーキンググループを決めて、継続して取り組んでいきたいということでございます。

また、5番目でございますが、一旦規制改革が実現したと思っても、現場でそれが徹底されていないという事項がままございますので、それにつきましても、引き続きフォローアップをしていきたいということでございます。

以上でございます。

宮内議長 どうぞ。

村上大臣 誠に申し訳ありません。5時半に来客があるもので、気が付いたことを簡単に述べたいと思います。

まず、1ページ目の「市場化テスト」ですが、先ほど来お話でございますように、もう官の仕事が減らす以外にこの国は立て直せません。特に行政改革は官の仕事を極力民に持っていくしかないと思います。極力、インディアナポリスのように持って行けるように、御指導・御鞭撻いただきたいと思います。

それから、車検制度はなかなか議員の抵抗が大きいんです。これはさっきも言ったようにどういうプロセスでやるのか、財政諮問会議にかけるのか、総理の裁断を仰ぐのか、そのぐらいやらないとこれはなかなか難しいと思います。

先ほど長瀬企画官の方からありましたように、台湾観光の愛知万博以後のノービザの延長については、可及的速やかにお願ひしたいと考えております。

あと、電子レセプトのオンライン化、電子カルテの電子化、これはもう極力進めていただきたいし、将来的には医療、年金、介護がパーヘッドで幾らかかっているのかを把握できるようにしなければならないと思います。

そういうことも含めた、幅広い御検討をお願いしたいと思います。

それから、最後の教育の問題なんです、これはこの分野について直接関わるわけではないんですが、私が今、一番懸念しているのは、今までは一生懸命勉強した者が報われる

システムだったんです。ところが、やはり大学院のバブル学歴もあるんですが、一生懸命勉強してもおやじ以上の職に就けないというんです。その受け皿づくりがないということが、今、大きな問題だと思うんです。つまり一生懸命基礎学力を付けると、頑張ると言っても、それに報われるような受け皿を我々がつくってやらないと、やはり若者は一生懸命勉強するよりも、漫才をやっている方が何億も稼げると、これでは働く意欲が出てこない。これは特に経済界の皆さん方をお願いなんです、そういう受け皿をどうするか、これが重要な課題だと思います。

最後に、やはり何と言っても私は学歴はどうでもいいと思うんですが、学力はいつの時代も、老若男女問わず絶対に必要なんです。この学力の低下をどういうふうに直すか、これはやはりNHKの『プロジェクトX』がやっているような、要するに、技術革新、イノベーションが極力よくなったのが大きな原因だと感じています。

そういうものを含めてどういうふうにするか。

最後に、国土利用計画法、建築事業法も、黒川先生が言ったように、これはよほど腰を据えて、特に許認可を全部握っている国土交通省がきちりやらないと、これはなかなか難攻不落だと思います。

そういうことで、誠に申し訳ございません。気が付いたことをさっと述べましたが、よろしく願いいたします。

それでは、本当にどうもありがとうございました。

宮内議長 本日に御多用のところどうもありがとうございました。

(村上大臣・林田副大臣・江渡政務官退室)

宮内議長 大臣から御指摘もございましたけれども、大変盛りだくさんであるということ、ただいまの各主査のプレゼンでおわかりいただいたと思います。すべての問題につきまして、御議論をいただくということで、本日はいろんな議論を出していただくということが重要かと思っておりますので、気のついたことを、また御質問等も含めまして、御自由に御発言いただきたいと思います。

どうぞ。

八代総括主査 議題には乗ってありませんが、補足的に御報告させていただきたいのは、実は特区評価委員会の方でも、村上大臣も御参加いただいて、有識者会議をスタートさせております。これは諮問会議でも指摘されました、過去特区提案を出しながら実現していない根雪部分について、徹底的に洗っていくということで、1,000 ぐらいの項目から、今、30、40 に絞り込む作業をしております、来週は檜木さんの命令で8時半から会議をするという、非現実的なことをやりますけれども、そういうことも含めて、集中的に議論して、9月の特区本部にはかなり実のあるものを出したいと思っております。

ただ、この中身は当然ながらこの規制改革会議がやることと完全にダブっておりますので、その意味で各専門委員の御協力を是非お願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、今の中でちょっと気づいた点で、農業なんですが、特に農協のところのポイントです。これは実は今、議論になっている郵政三事業の問題と実はもう二つでありまして、農協というのは、本来の農産物の流通以外に銀行も持っております、保険も持っておりますし、それからその他もろもろの小売りサービスを持っていて、しかもその間で内部補助をして、全国にユニバーサルサービスをやっているということで、まさに郵政三事業で取り上げた問題はすべて農協にも当てはまる。そういう形で是非、まだ余り問題意識されておませんが、そういう個々の規制の問題の前に、それ自体の問題点を大きくとらえていただきたいと思います。

特に郵政三事業との関連で言えば、民間銀行に当たるのが実は大農でありまして、大規模農業経営者というのは、もう農協を必要としていないんです。だから、逆に農協というのは、零細農家の利害を代表するという形で、むしろ大農と利害対立の関係があるわけで、そういう問題なんかもやはり提起していただいて、是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

矢崎委員、どうぞ。

矢崎委員 私からのお願いと言うか、感想ですけれども、先ほど草刈主査が説明された教育の問題についてです。私は去年、安居主査と国際経済連携ワーキンググループをやらせていただいて感じたのですけれども、私は公的な場では、もっと外国人にわかりやすいロジック、倫理、語感で語らなければいけないと思っております。ですけれども、逆に今度、文学ですとか教育の分野では、美しい日本の国語や文化をもっと大切にする必要があると感じます。今までの教育のように国歌も歌ってはいけない、国旗も認めないという風潮のもとでは、少子化の問題もあり、今後外国人をどんどん入れると、本当に日本国がおかしな国になってしまうのではないかという危惧があります。教育ワーキンググループにおいては、先ほどのいろいろな重要性はそのとおりですけれども、こういう観点からも是非検討をお願いしたいと思います。

草刈総括主査 当会議は、規制改革会議ということなので、どういうジャンルまでやっていいかというのはあるんですけれども、今おっしゃったことは、誠に、1つ学力の問題というか、さっき多様性ということを行いましたけれども、つまり昔、戦後の教育というのは、日本の歴史とかは余りまじめに教えてないんです。だけど、外国人が来て、彼らは自分の国にもものすごく誇りを持っていて、むしろ日本の国のことを我々よりも知っていて、ひどく恥ずかしい思いをしているわけです。中国の問題も関わるんでしょうけれども、だからやはり教育の内容としては、全くおっしゃるとおりなただけけれども、規制改革という意味でそれをとらえたときにどうするのかなというところが、まだ答えは出ないんです。それは全くそのとおりだと思います。

宮内議長 本田委員、どうぞ。

本田委員 生活ビジネスインフラの競争促進のところですが、たしか方針の際には、資

本市場、特に先般話題になっております、必ずしも友好的ではない買収に対してどういった対策を打つのかといったことに対しても、検討をする、ないしは会議としての意見を出していくようなことだったかと理解しております。多分金融サービス法とは違うところで議論がされると思われませんが、ここはどうなったのでしょうか。

宮内議長 ですから、これは本日の議論、皆さんの御意見で、主査の方にそういう点についても検討していただくということをお願いするのが目的でございます。本日、神田委員は来られていませんが、その重要性をどこに置くかということだと思っております、今の御意見はよくお伝えするようにさせていただきたいと思えます。

本田委員 また、大変盛りだくさん内容になっておりまして、フォーカスをすべきだと申したのも私でございます。重要性であっても、社会的にも、政治的にもフォーカスが当たっており、十分いろいろなところで議論がされているので、当会議の主要テーマに今年はしないといった考え方もあるかと思っておりますので、そこをはっきりさせるということかと思えます。

宮内議長 それを含めて議論すべきだと思います。

原委員、どうぞ。

原委員 私、神田先生と御一緒に金融庁の方のお仕事も手伝っているものですから、今の状況ですが、本田さんからおっしゃられたように、勿論、投資サービス法の検討もしておりますけれども、やはり並行して資本市場のルール整備ということは、検討課題でやっていこうということになっていきますので、経済産業省とか、法務省とかも、いろいろと併せて動いておりますので、私としては規制改革という意味では、資本市場ルールの整備ということで、投資サービス法だけではなくて、銀行や保険も入れた形の金融サービス法制定の提言になるでしょうし、おっしゃられたように、資本市場のルール整備ということにも行くべきだと思いますし、独占禁止法の改正も、法案が通るというところになりましたので、2年後の見直しという規定も入っておりますので、独占禁止法も今後どのようにしていくのかという辺りも、全体的なところでは入ってくる課題だと思っております。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 今のお話に関連するんですが、こういう資本市場とか、そういうところで、今、非常に危惧すべきことは、安易な外資規制というのが非常にはびこっているわけです。これは、一種の経営主体規制であって、ちょうど株式会社の参入はだめだと、非営利法人ならいいというのとうり二つであって、外資は悪い、日本の企業ならいいという論理です。これは本来そういう経営主体で区別するのではなくて、むしろ独禁法とか、公正なルールを強化することで、外資、日本企業の区別なくきちっとやるべきことは規制していくのが筋で、その辺りやはりどこまで各省と合意できるかは別に考え方というのを示すというのも、この規制改革会議の大きな役割ではないかと思っております。

原委員 私も同様に思いますのは、非常に対症療法的な、その場での対応に追われているような感じがして、私としてはやはり全体的な視野というのは、必要だろうと思ってお

りますので、そういう形での提言ができればいいと思います。

宮内議長 私もちょっと申し上げたいんですけれども、今の独禁法の話もございませけれども、競争政策という意味では、やはり監視機関の充実という観点というのも、独禁法というものだけでなく入るのかなという感じがして拝見しておりました。

あとございませんでしょうか。どうぞ。

原委員 若干、自分で不安になりながらなんです、この規制見直し基準のワーキングですが、今回新たに通知とか、通達とか、行政指導、ガイドライン、こういうところまで取り上げたいと思っていて、私としては非常に意欲的な意気込みがある課題だと思うのですが、半分たじろぐようなところもあって、どれくらいあるものかとか、各省庁にどれくらいあって、どのように地方自治体に出されていて、これは機能しているけれども、これは機能していない状態とか、ここまでの調査みたいなことはおやりになられていますか、事務局としてはいかがでしょうか。

鈴木議長代理 それは、今、調査を開始しておりまして、どれだけあるかと言ったら、私も数えたことはないけれども、恐らく各省庁のものを積み重ねたら、この天井をはるかに超すのではないかと感じておりまして、それらが事実上、もの事を決めているわけです。

一番難しいのは、行政手続法に書いてあるのは、所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を達成するためとある。何を言いたいのかと言うと、所掌事務外だとか、行政目的がないものは、これはそもそも行政指導でも何でもなし。そんなことをやってはいけないし、やっても従う必要は全然ないという意味なのです。

そして、特定の人に対して、一定の作為・不作為を求めるための指導だとか、通知だとか、そういうものだという規定なのです。

これは何を言っているのか、よくわからないですけれども、私はそれをつくるのに参画したのだから、わけわからないでは済まないけれども、わけのわからないものになってしまっている。そして一番問題なのは、解釈通達というもののなのです。これは、解釈している限りにおいては、一定の作為・不作為は、必ずしも直接的に求めているのではないというのが理屈なのでしょうか、そこら辺はこれからの議論になりますけれども、だけれども現実に解釈通達というのがあれば、ある解釈通達に基づいて、ある一定の行動、作為・不作為をやるうとするときに、その通達が効いてくるわけですから、そしてやってはいけない、やってよろしいか決まってくるわけなのだから、これはやはりその中に入ってくるのではないかというふうに、私は理解する。そうならばそういうことははっきりしておかないといけない。要するに行政手続法に則って、それには従いませんとよえる行政指導とは、一体何なのだということがわからないということです。

この前、行政手続法の改正をしたときに、それをハッキリすることを期待したのだけれども、あれはノーティス・アンド・コメントだけを法律化したわけですし、そのところは触ってはいないのです。ですから、時と場合によっては、行政手続法の行政指導の定義自体、あるいはこの法自体の改正に対してもアプローチするという事も、必要ならばやり

たいということとして、そのやり方としては、1つは法律あるいは政省令の中に追い込むというやり方と、それからそのまま放置しておいて、拘束力はないのだ、したがって、そういう解釈通達は聞かなくてよいのだということをはっきりさせれば、おのずから各省庁は必要なものを政省令などの中に入れざるを得ないわけです。そういう2つの切り口があるのではないかと考えていますが、これから原さんには大変頑張ってもらってやっていきたいと思います。

ついでに言いますと、この2つは、委員、専門委員もほぼ共通します。ですから、一緒にやるというようなやり方でやっていきたいと考えています。何分期待してます。私はもう名誉顧問みたいな気持ちですから、よろしく願いいたします。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、本日各ワーキンググループより御報告いただきましたとおり、いずれも重要な事項ばかり並んでいたと思います。それに加えまして、本日の議論も踏まえ、更にワーキンググループの内部で御議論をいただきたいと思っています。

次回の当会議までに、重点検討事項やその他の検討事項について、もう一步検討を進めていただき、それをまたこの会議にお持ち込みいただくというふうをお願いしたいと思っています。

その際に、まず各事項に関連する関係府省との検討スケジュール等の環境、情勢、こういうことを十分に考慮していただくと。いろんなものが政府で動いておりますので、タイミングを合わすということでございます。

特に横断的重点検討分野につきましては、横断的な視点から、当該分野全体を鳥瞰すると言いますか、全体を見ていただくと。そして、重点検討事項の中心につきまして御議論をいただきたいと思っています。

また、諮問会議からの御指示、また本日の議論、大臣のお話も踏まえまして、更に検討状況を次回のこの会議でも御報告いただきまして、可能なものにつきましては、もう中間とりまとめに向かって随時公開ヒアリングとか、公開討論等を実施するという事で、スケジュールを進めていくということも片方で始めていきたいと思っています。

もう個別具体的に、これはもう取り上げるんだと、しかも時間が必要だというものにつきましては、もうスケジュールを進めていくと、その他のまだ少し議論をした方がいいというものにつきましては、次回に議論を更に深めるというようなことございまして、本年度も盛りだくさんでございますが、主査、委員、事務局が一体になって取り組んでいただくようお願い申し上げます。くどいようでございますが、最終にまとめるのは、委員の皆様方が関係省庁と先頭に立って議論し、まとめていただくということでございますので、その点のお覚悟を召された上で、是非本年度も当会議に御協力を賜りたいと思っています。

それでは、最後に事務局から御連絡事項をお願いいたします。

井上参事官 1件状況報告と、1件お願いを申し上げます。

1つ目は、お手元に「非公表 取扱注意」ということで「規制改革・民間開放推進のための基本方針」という4枚の紙をお配りしておりますけれども、これは政府の「規制改革・民間開放推進本部」、総理を本部長としまして全閣僚がメンバーになっております本部でございますが、これが昨年発足時に「規制改革・民間開放推進のための基本方針」というものを定めておりました、この改定を行うというものでございます。

なお、改定に当たっては、推進会議の意見を最大限尊重することになっておりました、先日の企画委員会にお諮りをしまして、またすべての委員の皆様にご覧いただきまして、この案文を事前にお送りさせていただいておりますけれども、現在各省調整に入っております。

今回の改定の趣旨は、特に重要な内容を伴うものではございませんが、1点だけ内容に関わるところとしましては、2ページ目の上から2行目のところでございますけれども、文書自身、既に政府として決定している文書ではございますが、「市場化テスト」を本部の基本方針の中に明記するというのが今回初めてであるという点。

もう一つは、全般にわたりまして、実は昨年この基本方針をつくったときに、全体について昨年度しか通用しない書き方を、例えば、あじさい月間は16年6月にやりますとか、そういう形で単年度しか通用しない基本方針になっておりましたので、これは会議の検討課題が定まってくるときに、弾力的に対応ができたり、あるいはあじさい、もみじについて、大枠の方針だけここで定めておいて、具体的にはこの枠の中で弾力的にやれるように、例えば、もみじ、あじさいですと、年2回実施するとだけ書いて、17年何月とか、そういう形ではない形で整理をさせていただいております。

中身としましては、繰り返しになりますが、「市場化テスト」を明記するという点。それ以外の点については、単年度しか通用しない中身ではなくて、弾力的に対応できるような形で整理をさせていただくということで、各省調整を今やっております、5月の連休明けを目途に本部決定をしたいと考えてございます。

もう一点は、専門委員の任命に関するお願いでございますけれども、冒頭大臣からもございましたように、専門委員は貴重な戦力でございますので、できるだけ早く、かつ専門委員として任命するに足る方を慎重に選んでいただければと思っておりますけれども、その際の段取りとしまして、これも先日企画委員会にもお諮りをしまして、まず候補者が出てきた場合に、それぞれの方がどういう方であるか、どういう考え方を持っている方かというのを、今、各ワーキンググループで順次ヒアリングなどを設定していただいておりますが、それで聞いていただいて、やはりこの人は是非専門委員になっていただいたらどうかということで上がってまいりましたら、一旦会議全体としてこういう方を専門委員として任命することでいいかどうか、これは企画委員会にもお諮りをさせていただいて、その意思を確認させていただいた上で私どもの方で、任命者は内閣総理大臣になっておりますが、内諾の手续というのを早急に取りらせていただいて、その後に御本人に専門委員就任の依頼をしていただくといった形で、今年度は任命という手续をやらせていただきたいと思いますので、各ワーキンググループにおかれまして、そのような形よろし

くお願いしたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。ということで、専門委員は早く任命させていただくということが必要かと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで終わりたいと思いますが、次回は5月の中旬ぐらいになると思いますが、開催日時につきましては、事務局で調整した上で御連絡いたします。

それから、今日のお手元資料の「非公表」につきましては、非公表でございますので、お取り扱いについては重ねてお願い申し上げます。

これが終わりました、記者会見をさせていただくということでございます。

それでは、本日、珍しく定刻でございますが、終わらせていただきます。ありがとうございました。